

進む「嫁労働」の新自由主義的再編

竹信三恵子（和光大学）

日本社会は、育児や介護を含む家事労働を女性が一手に引き受けることで社会保障費を抑制してきた。戦前から、女性は「嫁」と呼ばれる家庭内労働力として、農家などで無償の農業労働に携わる重要な労働力とされてきた。こうした「嫁」労働力は、敗戦後の新憲法で男女平等が規定された際、やがては消滅していくものと考えられて来た。だが、戦後も、家庭内の女性に社会保障を担わせる仕組みは、根底では転換されていない。

第二次オイルショックが起きた1979年、自民党福祉部会が示した「日本型福祉社会」構想は、日本の福祉は家庭で行うことが基本とし、女性の家庭内無償福祉労働による「家族による暖かい福祉」を原則として規定し直した。2000年にスタートした介護保険は、こうした家庭内の「嫁」の無償労働による介護から、社会による介護への転換を目指したものだ。だが、社会保障費の抑制が続く中で、介護労働者の賃金水準は夫などの扶養者への依存を前提にした低賃金に設定され、「家庭内の嫁から社会の嫁へ」という批判も生まれた。

2001年からの小泉政権の「構造改革」は、「小さな政府」へ向けてさらに社会保障削減を進め、その後の第一次、第二次安倍政権では、社会保障費を抑え込みつつ、少子化対策としての「女性活躍」を進めるため、保育や介護サービスを人材ビジネスなどの民間企業に委ね、これを働き手が自己責任で購入する新自由主義的な転換が進められている。そうした枠組みの中で、「普通の女性」が購入できる低価格の保育・介護在宅サービスを担う「新・社会の嫁」として導入されつつあるのが「外国人家事支援人材」だ。この枠組みは、公的社会保障を人材ビジネス業界の利益の源泉へと変換させるものでもあり、今後、サービスを自力購入できない低所得層への打撃と、これによる格差拡大が懸念されている。